

木村眼科クリニック行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 8 月 1 日～平成 32 年 7 月 31 日までの 3 年間
2. 内容

目標 1：妊娠中や出産後のスタッフの健康の確保及び育児に関する制度の周知を徹底するために全職員研修を実施する

<対策>

- 平成 30 年 8 月～ 社会保険労務士による研修の開催

目標 2：平成 32 年 7 月までに、小学校就学前の子を持つすべての労働者が、希望する場合に短時間勤務制度を利用できる。

<対策>

- 平成 32 年 8 月～ 制度の導入、カンファレンスにおいて全社員への周知